

情報公開に関する事項

貨物自動車運送事業法第24条の3及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8に基づき、輸送の安全に係る下記の事項を公表しなければならない。

例

I、輸送の安全に関する基本的な方針等

- 1 輸送に関する基本的な方針
- 2 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
平成〇〇年度の目標は次のとおり設定する。
 - ・人身事故ゼロ
 - ・物損事故 対前年比20%削減（〇件以下）
 - ・労災事故 対前年比50%削減（〇件以下）前年度の発生状況
 - ・人身事故 〇件（軽傷事故 〇件）
 - ・物損事故 〇件
- 3 事故に関する統計（自動車事故報告規則第2条に規定するものに限る）
 - ・前年度の重大事故件数 ゼロ

II、行政処分を受けた場合における当該処分の内容、講じた措置等

- ・輸送の安全確保命令
- ・事業改善命令
- ・自動車その他の輸送施設の使用停止処分
- ・事業停止処分

公表の時期等

公表の内容	公表の時期	公表の場所	公表の方法	公表の期間
I 1 基本方針 2 目標及び達成状況 3 事故統計	毎事業年度後 100日以内	本社及び営業所 等	ア ホームページへの掲載 イ 自社広報誌への掲載 ウ 掲示板への掲載	次年度における情報の公表を行なうまでの間
II 1 行政処分内容と改善策	処分を受けた後 遅滞なく	本社及び当該処分を受けた営業所等	同上	処分を受けた日から3年間

輸送に関する基本的な方針

例

- ・ 輸送の安全は我が社の根幹
- ・ 安全は最大の顧客満足
- ・ 安全は業務の基本動作
- ・ 無理な運行は しない させない

輸送の安全に関する目標

例

- ・ 今年度、人身事故をゼロに!
- ・ 飲酒運転、速度超過の撲滅
- ・ 労災事故ゼロ
- ・ 輸送中の積荷被害前年比50%削減

わが社の安全方針

(年度ごと掲示)

安全方針に基づく目標

(年度ごと掲示)

貨物自動車運送事業法第24条の3及び貨物自動車運送事業輸送
安全規則第2条の8に基づき当社の輸送の安全に係る事項を下記の
とおり公表する。

記

1 処分の内容
処分日車

2 講じた措置

3 講じようとする措置